

# IFRS 第 10 号等の修正 「投資企業」について

ASBJ 専門研究員 **原田 達**  
はらだ とおる

## はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2012 年 10 月に「投資企業 (Investment Entities)」(以下「投資企業会計基準」という。)を公表し、国際財務報告基準 (IFRS) 第 10 号「連結財務諸表」(以下「IFRS 第 10 号」という。)、IFRS 第 12 号「他の企業への関与に関する開示」(以下「IFRS 第 12 号」という。)及び IAS 第 27 号「個別財務諸表」(以下「IAS 第 27 号」という。)を修正した。これは、米国財務会計基準審議会 (FASB) との共同プロジェクトの一環<sup>1</sup>であり、FASB と共同で議論が進められたものである。投資企業会計基準は、2011 年 8 月に公表された公開草案「投資企業」(以下「投資企業 ED」という。)に対する再審議を踏まえて公表された。今回の修正により、投資企業の定義に該当した企業は、子会社 (一部例外を除く) に対する投資を連結せずに純損益を通じて公正価値で測定することが要求される。

以下では、投資企業会計基準の概要を述べるが、意見にわたる部分は私見である。

## 1 背景

IASB が 2008 年 12 月に公表した公開草案「連結財務諸表」に対して、他の論点に対するコメントとともに、支配している投資先を連結した投資企業の連結財務諸表の有用性を疑問視するコメントが寄せられていた<sup>2</sup>。

- 投資企業は資本増価、投資収益 (配当や利息など) 又はその両方の目的のためだけに投資を保有しており、投資企業の財務諸表の利用者にとっては、投資の公正価値と、投資企業が投資の公正価値をどのように測定しているかについての理解が最も有用な情報である。
- 投資企業の連結財務諸表は、投資企業ではなく投資先の財政状態、業績及びキャッシュ・フローを強調しているため、利用者が投資企業の財政状態と業績を評価する能力を阻害す

1 IASB と FASB は、連結プロジェクトの一部として、投資先を支配していても連結せず、当該投資先に対する投資を公正価値で測定するような投資企業の要件を検討していた。

2 なお、2002 年における IAS 第 27 号「連結財務諸表及び個別財務諸表」に対する公開草案に対して、ベンチャー・キャピタル組織、プライベート・エクイティ企業及び類似の組織について連結の例外を設けるよう要望するコメントが IASB に寄せられていた。しかし、IASB は、連結の支配モデルを適用する際に、企業の種類又は投資の種類を区別して適用すべきではないこと、及び投資を保有する理由によって当該投資を連結すべきかどうかを決定すべきではないことを理由として、導入は見送られた。

るおそれがある。

- 投資企業が支配している企業を連結する場合には、支配している投資を公正価値で測定したならば要求されたであろう公正価値測定に関する開示の提供が要求されない（IFRS 第7号「金融商品：開示」では、連結された投資の公正価値に関する測定基礎の開示要求はない。）。

また、米国会計基準<sup>3</sup>を含むいくつかの他の国の会計基準が、歴史的に、投資企業に対して、支配している投資を含めてすべての投資を公正価値で測定することを要求する業種特有のガイダンスを設けてきたことも指摘されていた。

これらのコメントを受け、IASB では、FASB とともに議論を重ね、2011年8月に投資企業EDを公表し、これに対して寄せられたコメントを検討した上で、2012年10月に投資企業会計基準を公表した。

## 2 範囲及び定義

### (1) 範囲

投資企業会計基準は、投資企業に該当する全ての企業に適用される。今回の修正により、投資企業に該当した企業は、IFRS 第10号のもとで支配していると判断された投資先に対する投資を、連結するのではなく、IFRS 第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）に従って、純損益を通じて公正価値評価することが要求されることとなった。

### (2) 定義

投資企業は以下のように定義されている。これは、投資企業EDにおいて提案されていた投資企業の6つの要件<sup>4</sup>のうち、投資企業と他の種類の企業とを区別する3つの基本的な要素を示したものとされている。

- 
- 3 FASBによる会計基準のコード化体系（FASB-ASC）では、一定の要件を満たした投資会社に対し、保有する投資を純損益を通じて公正価値で測定することを求める業種ガイダンス（FASB-ASC Topic 946 金融サービス-投資会社（Investment Companies））が定められている。なお、同業種ガイダンスは、投資会社に該当するかどうかの実務的な論点に対応するため、いったん改訂された（AICPA Statement of Position（SOP）07-1「投資会社の監査・会計ガイドの適用範囲の明確化、及び投資会社の親会社及び投資会社への投資に持分法を適用している会社の会計処理」）が、導入上の論点を検討するために改訂後のSOPの適用は無期限延期とされている。
- 4 投資企業EDでは、投資企業に該当するためには、以下の6つの要件をすべて満たすことが求められていたが、同要件が過度に厳格であり、投資企業に該当すべき企業が含まれないとのコメントが多く寄せられていた。
- (a) 投資活動の性質：企業の唯一の実質的な活動が、資本増価、投資収益（配当や利息など）、又はその両方のために、複数の投資を行うことである。
  - (b) 事業目的：企業が、投資者に対して、自らの目的は資本増価、投資収益（配当や利息など）、又はその両方を稼得するために投資を行うことであるという明示的な確約をしている。
  - (c) 単位所有：企業に対する所有が、株式又はパートナーシップ持分のような、純資産に対する比例的な割合が帰属する投資の単位により表されている。
  - (d) 資金のプール：企業への投資者が専門的な投資管理による便益を受けられるように、投資者の資金がプールされている。企業に、親会社（もしあれば）に関連がなく、全体として企業に対する重要な所有持分を保有している投資者がいる。
  - (e) 公正価値管理：企業に対する投資のほとんどすべてが、公正価値に基づき管理及び業績評価が行われている。
  - (f) 開示：企業が、投資活動に関する財務情報を投資者に提供している。企業は法的主体である場合もあるが、そうである必要はない。

投資企業は、次のすべてに該当する企業である。

- (a) 1つ又は複数の投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている（投資管理サービス）。
- (b) 投資者に対して、自らの目的は資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約している（事業目的）。
- (c) 投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っている（公正価値測定）。

#### (a) 投資管理サービス

投資者に投資管理サービスを提供するために投資者から資金を得ることは、投資企業の不可欠な活動の1つであることから定義に含められた。

#### (b) 事業目的

投資企業は、投資者から資金を集めて、その資金を資本増価、投資収益、又はその両方のみからリターンを得るために投資することが事業目的であり、企業の活動と事業目的が投資企業かどうかを判定する際に決定的なものであることから、それを投資者と約束していることが定義に含められるべきであると考えられたために含められたものである。

#### 出口戦略

投資企業は、無期限に保有される可能性のある投資（典型的には、持分投資及び非金融資産）のほとんどすべてについて出口戦略を有していなければならない。

審議の過程では、投資企業はほとんどすべて

の投資（債券投資を含む）に関して出口戦略を有すべきとする案も検討されたが、リスク管理目的で債券を満期まで保有する場合もあることなどが考慮され、上記のような取扱いとなった。なお、投資企業は、投資の処分に関する実質的な時間枠を含んだ持分投資及び非金融投資に関する出口戦略を特定し文書化することが求められる。

#### 第三者に対するサービス提供

第三者に対する実質的な投資関連サービスの提供についても、投資企業の事業モデルの範囲内とされた。これは、審議の過程で、第三者に対して投資管理サービスを提供し、報酬を受け取るようなプライベート・エクイティ企業であっても、利用者にとって投資の公正価値情報が最も有益な情報であるとのコメントが寄せられたことを受け、投資企業 ED における提案から変更されたものである。

#### (c) 公正価値測定<sup>5</sup>

投資企業に提供されている連結に対する例外の根拠は、投資企業の投資（子会社に対する投資を含む）について最も目的適合性が高いのは公正価値情報であるということであるため、投資企業の定義の本質的な特徴の1つとして、投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っていることが定義に含められた。この要素を満たすことを立証するために、投資企業は次の両方を行うこととされた。

- 投資者に公正価値情報を提供し、公正価値が IFRS に従って要求又は許容されている場合には常に、投資のほとんどすべてを公正価値で測定する。この結果、投資企業は、投資不動産を IAS 第 40 号「投資不動産」の公正価値モデルや、IAS 第 28 号における関連会社

5 FASB の暫定決定では、投資会社の定義の要素にはせず、典型的な特徴と位置付けている。これは、利回りベースで管理している債券のみを保有する投資会社や、内部収益率で管理しているプライベート・エクイティ企業など、投資会社となることが適当と考えられる企業であっても、必ずしも公正価値で管理されていない場合があるためであるとされている。

及び共同支配企業に対する投資についての持分法の適用免除を選択することされている<sup>6</sup>。

- 公正価値情報を企業の経営幹部（IAS 第 24 号で定義）に内部的に報告し、経営幹部が投資のほとんどすべての業績を評価し投資の意思決定を行うための主要な測定属性として公正価値を使用する。

### (3) 典型的な特徴 (Typical Characteristics)

企業は、投資企業の定義に該当するかどうかを評価する際に、次のような投資企業の典型的な特徴を有しているかどうかを考慮しなければならない。投資企業 ED では、これらはいずれも 6 つの要件に含まれ、必須の要件とされていたが、過度に厳格であり、投資企業として識別されるべき企業が漏れる可能性があるとの懸念がコメントにより寄せられたことから、投資企業会計基準では典型的な特徴として位置付けられた。

#### (a) 複数の投資を有している

投資企業は、通常、リスクを分散しリターンを最大化するためにいくつかの投資を保有するが、投資企業において適切な投資機会がない場合等において、単一の投資のみ保有する場合も考えられるため、定義の要素に含められず、典型的な特徴とされた。

#### (b) 複数の投資家がいる

通常、投資企業には複数の投資家が投資している。投資家は個人では通常受けられない投資管理サービスを受けるために投資企業に資金を拠出する。投資企業がこの特徴を満たせば、資本増価又は投資収益以外の便益を得る可能性は低くなる。ただし、単一の投資家（単一の年金制度や基金が所有するファンド等）のために設

立される場合もあるため、典型的な特徴とされた。

#### (c) 企業の関連当事者ではない投資者がいる

通常、投資企業には、当該企業を含む企業集団の関連当事者（IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で定義されている。）ではない複数の投資者がいる。上述(b)と同様に、投資企業がこの特徴を満たせば、資本増価又は投資収益以外の便益を得る可能性は低くなる。これを定義に含めると、投資企業の従業員が主たるファンドと同内容のファンドに投資することができるように並行して設立されるファンドが投資企業に該当しなくなることから、典型的な特徴とされた。

#### (d) 資本持分又は類似の持分の形式での所有持分を有している

通常、投資企業は独立した法的事業体であるが、そうである必要はない。投資企業に対する所有持分は、通常、資本又は類似の持分の形式をとり、当該所有持分に投資企業の純資産に対する比例的取り分が帰属する。直接の投資者が単数であるファンドやソブリン・ウェルス・ファンドなどが所有単位を有していない場合に投資企業に該当しなくなることから、典型的な特徴とされた。

これらの典型的な特徴のいずれかが欠けているとしても、必ずしも投資企業としての分類に不適格となるわけではないが、企業が投資企業に該当するかどうかを決定する際に追加的な判断を要することを示すことになる。

なお、企業は、自らが投資企業に該当するかどうかを評価する際に、目的及び設計を含めて、すべての事実及び状況を考慮しなければな

6 なお、結論の背景において、IASB は IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」又は IAS 第 40 号で利用可能な公正価値オプションを選択していない企業や、僅少とはいえない金額 (more than an insignificant amount) の金融資産を IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号において償却原価で会計処理している企業は、投資企業として適格とすべきではないと考えているとされている。

らないとされている。

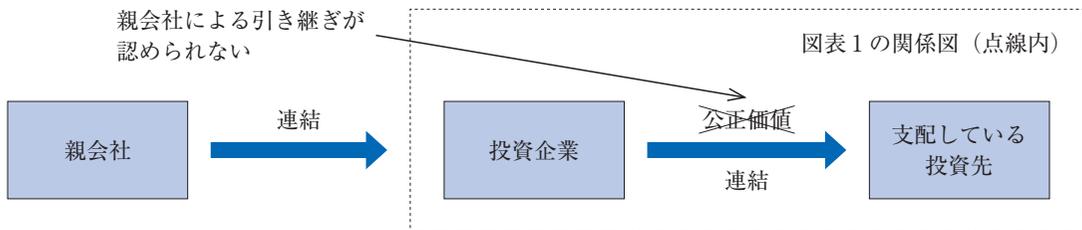
### 3 投資企業における会計処理

投資企業は、一部の例外<sup>7</sup>を除き、支配している投資先を連結せず、支配している投資先に対する投資を IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければならないとされている（図表 1）。

図表 1



図表 2



### 5 IAS 第 28 号における公正価値オプション

投資企業 ED では、現行規定においてベンチャー・キャピタル企業等に対して認められている IAS 第 28 号における公正価値オプション適用を、投資企業に限定するという提案がなされていた。しかし、審議の過程では、現行実務

### 4 投資企業の親会社の会計処理

投資企業ではない親会社（非投資企業親会社）は、投資企業である子会社を通じて支配している企業を含めて、支配しているすべての企業を連結しなければならない（図表 2）とされており、子会社である投資企業の会計処理を引き継ぐことは認められていない<sup>8</sup>。ただし、投資企業である親会社（投資企業親会社）の場合には、子会社が投資企業か否かにかかわらず、図表 1 と同様となり、子会社に対する投資を公正価値評価することとなる。

に与える影響<sup>9</sup>が考慮され、現行規定を維持することとなった。なお、企業が投資企業の定義を満たすためには、IAS 第 28 号における関連会社及び共同支配企業に対する投資に対する公正価値オプションを選択することとされている（2 範囲及び定義の(2)(c)参照）。

7 投資企業は、投資関連のサービスを提供する子会社を連結することが求められる。

8 これに対し、米国基準では、親会社は連結財務諸表上で投資企業子会社の会計処理を引き継ぐこととされている。

9 現行規定のもとで、IAS 第 28 号の公正価値オプションを採用している企業が投資企業に該当しない場合、公正価値が最も有用な情報にもかかわらず、そのような企業が関連会社に対して持分法を適用しなければならない可能性があるとの懸念が考慮された。

## 6 投資企業の地位の変動

企業が投資企業でなくなった場合には、公正価値で測定していた子会社すべてを連結する。具体的には、投資企業でなくなった日を取得日とみなしてIFRS第3号「企業結合」を適用して取得の会計処理を行う。また、企業が投資企業になった場合には、その日に子会社の連結を中止し（ただし、投資関連サービス提供子会社は除く）、IFRS第10号の支配の喪失の会計処理を行う。

## 7 開示 (IFRS 第12号)

### (1) 投資企業の地位

投資企業は、自社が投資企業であると決定する際に行った重要な判断及び仮定に関する情報を開示することとされている。投資企業の典型的な特徴（2 範囲及び定義の(3)参照）のうち1つ又は複数をもっていない場合には、その場合でも投資企業に該当すると判断した理由を開示することが求められる。

また、投資企業の地位に変動があった場合に

は、その旨及び理由とともに、変動によって財務諸表に与える影響を開示することが求められる。

### (2) 非連結の子会社への関与

投資企業は、子会社に対する投資を純損益を通じて公正価値で会計処理することを要求されている旨を開示するとともに、連結していない子会社に対して、以下の事項を開示することが求められる。

- (a) 当該子会社の名称、主要な事業場所及び当該子会社に対して投資企業が保有している所有持分の割合、及びそれと異なる場合には、保有している議決権の割合
- (b) 当該子会社の投資企業に対する配当の支払いや投資企業からの貸付を返済する能力に対する重大な制限の内容及び範囲
- (c) 当該子会社に対する財務支援に関する情報

## 8 適用時期及び経過措置

投資企業会計基準の発効日は2014年1月1日であり、同日以後開始する事業年度に適用される。早期適用は認められている。